

平成 25 年 第1回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 錄

平成 25 年 2月 19 日

午前 10 時 5 分 開議

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

## 平成25年第1回津軽広域水道企業団議会定例会会議録

開催日時 平成25年2月19日(火) 開会 午前10時05分  
閉会 午前10時40分

開催場所 津軽広域水道企業団 大会議室  
提出議案目録 別紙のとおり  
議事日程 別紙のとおり

《出席議員》 (8名)				《欠席議員》 (2名)			
1番	弘前市副市長	姥名正樹	議員	5番	青森市長	鹿内博	議員
2番	黒石市長	鳴海広道	議員	7番	田舎館村長	鈴木孝雄	議員
3番	五所川原市長	平山誠敏	議員				
4番	平川市副市長	佐藤一	行議員				
6番	藤崎町長	平田博	幸議員				
8番	板柳町長	舘岡一郎	議員				
9番	鶴田町長	中野擊司	議員				
10番	つがる市副市長	佐藤昭三	議員				

### 《地方自治法第121条による出席者》

企業長	葛西憲之	津軽浄水課長	谷澤諭
副企業長	大川喜代治	西北事業部長	木村光雄
副企業長	福島弘芳	西北総務課長	小嶋俊一
監査委員	常田猛	西北浄配水課長	工藤尚志
事務局長	泉谷雅昭	西北工務課長	長内正一

### 《議会事務局出席職員》

書記長 津軽総務課長 永野賢一 書記 津軽総務課主幹 千葉亨

### 《職務のため出席した事務局職員》

津軽浄水課総括主幹	小山内光章	津軽総務課主査	一戸準逸
津軽浄水課総括主幹	太田徳次	西北総務課長補佐	杉野森登一
津軽浄水課総括主幹	佐々木朗	西北総務課係長	小山睦博
津軽総務課主査	中村洋幸		

平成 25 年第 1 回津軽広域水道企業団議会定例会提出議案目録

(平成 25 年 2 月 19 日)

議案第 1 号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第 2 号）

議案第 2 号 平成 24 年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 平成 25 年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案第 4 号 津軽広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例案

議案第 5 号 津軽広域水道企業団西北事業部経営協議会設置条例の一部を改正する条例案

監査報告 1 件

月例現金出納検査の結果に関する報告

平成 25 年第 1 回津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

平成 25 年 2 月 19 日 午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案審議

議案第 1 号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第 2 号）

議案第 2 号 平成 24 年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 平成 25 年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案第 4 号 津軽広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例案

議案第 5 号 津軽広域水道企業団西北事業部経営協議会設置条例の一部を改正する条例案

---

議事日程第 4 の議事

1 提案理由の説明

2 議案に対する質疑・討論・表決

午前10時05分 開会

○議長（鳴海広道議員） これより、平成25年 第1回 津軽広域水道企業団 議会定例会を開会いたします。

———— ◇ —— ◇ —— ◇ —————

○議長（鳴海広道議員） ただいまの出席議員は 8名で、定足数に達しております。よって、これより会議を開きます。

———— ◇ —— ◇ —— ◇ —————

○議長（鳴海広道議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

8番 舘岡 一郎 議員

9番 中野 撃司 議員

を指名いたします。

———— ◇ —— ◇ —— ◇ —————

○議長（鳴海広道議員） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鳴海広道議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

———— ◇ —— ◇ —— ◇ —————

○議長（鳴海広道議員） 日程第3、「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（永野賢一） （朗読）

---

諸般の報告

一 企業長提出議案

議案第1号から第5号までの以上5件

一 監査報告

津広水監発第4号 月例現金出納検査の結果に関する報告書の以上1件

以 上。

○議長（鳴海広道議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

———— ◇ —— ◇ —— ◇ ——

○議長（鳴海広道議員） 日程第4、議案第1号から議案第5号までの以上5件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（葛西憲之） おはようございます。

本日招集いたしました、平成25年 第1回 津軽広域水道企業団 議会定例会に提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議案第1号は、「専決処分の報告及び承認について」であります。

平成24年第2回 議会定例会 終了後において生じた議決事件に関し、急を要したため、地方自治法 第179条 第1項の規定に基づき処分したものであります。

内容は、津軽広域水道企業団が加入しております「青森県市町村 総合事務組合」の組合規約の変更であります。

議案第2号は、「平成24年度 津軽広域水道企業団 水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

その内容は、第1章 津軽事業部水道用水供給事業においては、異臭味対策設備の購入に係るものなど債務負担行為を補正するものであります。

第2章 西北事業部水道事業においては、第3条 収益的収入及び支出では、水道事業収益を91万円減額し、水道事業費用を177万1千円増額補正するものであります。

また、第4条 資本的収入及び支出では、資本的収入を1億5,920万3千円、資本的支出を1億6,480万3千円それぞれ減額補正するものであります。

第5条の債務負担行為は、活性炭注入機設置工事を追加補正するものであります。

議案第3号は、「平成25年度 津軽広域水道企業団 水道事業会計予算」についてであります。

初めに、津軽事業部 水道用水供給事業についてご説明申し上げます。

平成25年度の業務の予定量として、年間総用水供給量を、2,183万3千立方メートルと見込んでおり、収益的収支においては、用水供給事業収益に21億1,071万9千円を、用水供給事業費用に17億4,204万7千円を計上しております。

また、資本的収支においては、収入予算に8億5百万円を、支出予算に18億9,774万4千円を計上しております。

主要な建設改良事業として、浄水場内電気設備（3期）更新工事、薬品注入設備更新

事業、汚泥脱水施設整備事業などの水道施設改良事業に7億5,817万8千円を計上しております。

次に、西北事業部水道事業についてご説明申し上げます。

業務の予定量として、給水戸数1万3,690戸に対し、年間総給水量300万立方米を見込んでおります。

収益的収支においては、水道事業収益に9億3,362万8千円を、水道事業費用に8億8,197万4千円を計上しております。

また、資本的収支においては、収入予算に11億8,254万6千円を、支出予算に15億6,043万7千円を計上しております。

主要な建設改良事業として、送水管建設に伴う水道施設建設事業に11億5,882万7千円を、水道施設改良事業に2億2,052万5千円を計上しております。

議案第4号は、「津軽広域水道企業団 布設工事監督者 及び 水道技術管理者に関する条例案」であります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第5号は、「津軽広域水道企業団 西北事業部 経営協議会 設置条例の一部を改正する条例案」であります。

現行の条例の用語等の統一を図るほか、文言等の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要でありますが、西北事業部経営協議会の開催状況報告並びに議案の詳細につきましては、担当副企業長及び事務局より補足説明いたしますので、十分にご審議のうえ、原案どおり御議決くださるようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（鳴海広道議員） 福島副企業長。

○副企業長（福島弘芳） 西北事業部経営協議会の開催状況について、ご報告いたします。

本定例会に、企業長が提案いたしております議案のうち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る2月12日に経営協議会を開催いたしまして、十分な

る審議を経ているものでございます。

なにとぞ慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げまして、西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。以上でございます。

○議長（鳴海広道議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。

これより、審議を進めます。

まず、議案第1号「専決処分の報告及び承認について」を審議いたします。

事務局より補足説明がございます。事務局長。

○事務局長（泉谷雅昭） 議案第1号は、青森県市町村総合事務組合規約の変更等についてでございます。

平成25年3月31日をもって青森県市町村総合事務組合から三戸郡町村会館管理組合を脱退させることとなったため、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び同組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものですが、急を要したため専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。以上でございます。

○議長（鳴海広道議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鳴海広道議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鳴海広道議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号は、原案のとおり承認するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鳴海広道議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号「平成24年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）」について審議いたします。

事務局より補足説明がございます。事務局長。

○事務局長（泉谷雅昭） 議案第2号 津軽広域水道企業団 水道事業会計 補正予算

(第2号)について、補足説明を申し上げます。

私からは、第1章 津軽事業部水道用水供給事業についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

補正内容といたしましては、第2条 債務負担行為についてでありますと、浄水場内電気設備（3期）更新工事の限度額を4億3,343万4千円に、総合浄水場運転管理業務委託の限度額を1億5,277万5千円に、補正するものであります。

また、新たに、異臭味対策仮設備購入に9,232万9千円を、汚泥バキューム収集運搬処分業務委託に1,835万4千円を計上するものであります。

以上で、津軽事業部の補足説明を終わります。

○議長（鳴海広道議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（木村光雄） 続きまして、第2章 西北事業部水道事業について、補足説明申し上げます。

補正予算書の2ページをお開き願います。

まず、第3条 収益的収入及び支出についてであります。

収入における第1項の営業収益は、児童手当に係る分として20万円、第2項の営業外収益は、企業債利息に係るものとして71万円を、それぞれ、構成団体からの負担金を減額し、第1款 水道事業収益を9億2,640万円とするものであります。

支出については、第1項の営業費用は、児童手当支給対象人数の減により34万円を減額、第2項の営業外費用は、企業債の支払利息が確定したための減額と消費税の納付税額が増額となったため差引211万1千円を増額し、第1款 水道事業費用を8億5,366万8千円」とするものであります。

次に、第4条 資本的収入及び支出についてであります。

収入については、復興財源確保のため、国庫補助額が当初要望額を下回り、事業費を縮小したことで、第1項の企業債を5,500万円、第2項の国庫補助金を5,498万円、第3項の出資金を5,214万7千円、それぞれ減額するものであります。

第4項の工事負担金は、補償工事の増により292万4千円を増額し、第1款 資本的収入を9億2,726万6千円とするものであります。

また、支出については、第1項の建設費においても、工事費等1億6,212万7千円を減額し、第4項の返還金では、当年度のダム負担金還付金が確定したことにより、県補助金の返還額を267万6千円減額し、第1款 資本的支出を12億6,087万

2千円とするものであります。

以上のことから、第4条本文 括弧書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億3,920万6千円を3億3,360万6千円に、補てん財源である 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,320万3千円を2,038万2千円に、減債積立金2,170万7千円を8,127万3千円に、過年度分損益勘定留保資金2億9,429万6千円を2億3,195万1千円にそれぞれ改めるものであります。

最後に、第5条の債務負担行為では、昨年発生いたしました異臭味問題の臭氣対策として、早期に着工するため活性炭注入機設置工事を追加したものであります。

これで、西北事業部の補足説明を終わります。

○議長（鳴海広道議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鳴海広道議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鳴海広道議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号は、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鳴海広道議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成25年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」について審議いたします。

事務局より補足説明がございます。事務局長。

○事務局長（泉谷雅昭） 私からは、議案第3号のうち、第1章 津軽事業部水道用水供給事業に係る部分について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

まず、第2条 業務の予定量についてであります。（2）の年間総用水供給量は、構成9市町村からの受水申込量及び実績をもとに推計したものです。

供給水量は、2,183万3千m<sup>3</sup>を見込んでおります。

次に、第3条、収益的収入及び支出についてであります。予算書の5ページの予算実施計画をお開き願います。

収益的収入については、第1款 用水供給事業収益の 第1項 営業収益に供給収益として 20億7,955万7千円 を計上しております。

これは、年間総基本水量 3,380万8,125m<sup>3</sup> に、単価 48円2銭 を乗じて得た基本料金の額 16億2,346万6千円 と、構成9市町村への年間総用水供給量 2,183万3千m<sup>3</sup> に、単価 20円89銭 を乗じて得た使用料金の額 4億5,609万1千円 との合計額であります。

第2項 営業外収益については、受取利息及び配当金 1,361万1千円 と、雑収益として、水力発電による余剰電力売電収入、ダム負担金の返還金等 1,755万1千円 との合計で 3,116万2千円 を計上しております。

以上により、第1款 用水供給事業収益の総額は、21億 1,071万9千円 となり、対前年度 当初予算比較では、金額で 478万6千円、率で 0.2% の増となっております。

つぎに、収益的支出についてであります。

第1款 用水供給事業費用 第1項 営業費用には、営業活動に要する費用として、16億5,417万3千円 を計上しております。

第2項 営業外費用には、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税の納付費用など 8,787万4千円 を計上しております。

以上により、第1款 用水供給事業費用の総額は、17億4,204万7千円 となり、対前年度 当初予算比較では、金額で 1億2,093万9千円、率で 7.5% の増となっております。

収益的収入及び支出により、消費税等を除いた当年度純利益は、3億3,298万9千円 となり、対前年度 当初予算比較では、金額で 1億4,102万8千円、率で 29.8% の減を見込んでおります。

続きまして、第4条 資本的収入及び支出についてであります。予算書の6ページをお開き願います。

資本的収入の第1項 企業債には、建設改良費に充てる分として、6億500万円 を計上しております。また第2項 投資有価証券売却収入には 2億円 を計上しております。

以上により、第1款 資本的収入の総額は、8億500万円 となり、対前年度 当初予算比較では、金額で 11億3,123万3千円、率で、58.4% の減となっております。

つぎに、資本的支出についてであります。

第1項 建設改良費には、7億5,817万8千円 を計上しており、主なものとしましては、浄水場内電気設備（3期）更新工事、薬品注入設備更新事業、汚泥脱水施設整備事業、仮設活性炭注入機の購入費用などを計上しております。

第2項 投資有価証券には、国債などの購入費として 2億円 を、第3項 企業債償還金には、9億3,956万6千円 を計上しております。

以上により、第1款 資本的支出の総額は、18億9,774万4千円 となり、対前年度 当初予算比較では、金額で 11億975万7千円、率で、36.9% の減となっております。

以上が、資本的収入及び支出についてでありますが、予算書の1ページに戻っていただきまして、第4条の本文のカッコ書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 10億9,274万4千円 は、当年度分 消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 3,532万8千円、減債積立金 3億968万5千円及び過年度分 損益勘定留保資金 7億4,773万1千円 で補てんすることいたしております。

次に、予算書の2ページをお開き願います。

第5条 継続費についてであります。

建設改良事業として、平成25年度と平成26年度の2カ年で、総額 6億3,476万9千円 の薬品注入設備更新事業を計上しております。

また、同じく平成25年度と平成26年度の2カ年で、総額 11億8,448万円 の汚泥脱水施設整備事業を計上しております。

なお、異臭味対策について、昨年10月31日の平成24年第1回関係市町村長会議でご説明した際には、平成25年度において恒久的な施設整備を行うこととしておりましたが、浅瀬石川ダム湖における国土交通省の藻類発生の抑止効果を見極めたうえで、施設整備をすることが最良であること、また水処理施設の整備にあたっては、臭気物質だけではなく、他の有害物質等についてもダム湖の将来水質を把握する必要があることから、平成25年度においては、応急的な対応とすることいたしました。

平成25年度予算における 異臭味対策の内容をご説明いたしますと、議案第2号の補正予算に記載されております 異臭味対策 仮 設備購入費に 9,232万9千円、河川調査及び水質検査に 約1,250万円、購入する設備のほかに、活性炭注入機をもう一台借り上げる費用、それらの運転管理費用、汚泥の運搬 処分費用などに約8,650万円、異臭味が発生した場合に必要となる 薬品費に約8,400万、総額で約2億7,500万円を計上し、対応することとしております。

以上で、津軽事業部 の補足説明を終わります。

○議長（鳴海広道議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（木村光雄） 続きまして、第2章 西北事業部水道事業について補足説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開き願います。

まず、第2条 業務の予定量についてですが、(1)の給水戸数は1万3,690戸、(2)の年間総給水量は300万m<sup>3</sup>を見込んでおります。ほぼ前年並みの予定量であります。

また、(4)の主要な建設改良事業として、水道施設建設事業については、国庫補助事業により藤崎町・鶴田町と木造地区に送水管を8,900m布設するため 11億5,882万7千円を計上しております。

水道施設改良事業については、配水管の布設替工事、水質改善のための活性炭注入機設置工事など2億2,052万5千円を計上しております。

次に、第3条 収益的収入及び支出についてでありますと、予算書の19ページの予算実施計画をお開き願います。

収益的収入については、第1款 水道事業収益の 第1項 営業収益には、主に水道料金収益として8億9,418万5千円を計上しております。

第2項 営業外収益には、預金利息と、構成団体からの建設仮勘定分企業債利息分として3,944万3千円を計上しております。

以上により、第1款 水道事業収益の総額は、9億3,362万8千円となり、対前年度 当初予算比較では、金額で631万8千円、率で0.68%の増となっております。

次に、収益的支出ですが、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用には、営業活動に要する費用として7億5,736万7千円を計上しております。

第2項 営業外費用には、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税の納付費用など1億1,960万7千円を計上しております。

第3項予備費には、前年度と同額の500万円を計上しております。

以上により、第1款 水道事業費用の総額は、8億8,197万4千円となり、対前年度 当初予算比較では、金額で3,007万7千円、率で3.53%の増となっております。

これにより、消費税等を除いた当年度純利益は、2,520万6千円となり、対前年度 当初予算比較では、金額で2,700万4千円、率で51.72%の減を見込んでおります。

続きまして、第4条 資本的収入及び支出についてであります、予算書の20ページをお開き願います。

第1款 資本的収入には、特定広域化施設整備事業の財源として、第1項 企業債に3億7,640万円、 第2項 国庫補助金に3億7,642万8千円、第3項出資金に4億2,871万8千円を計上しております。

また、第4項 工事負担金には、受託工事に係る分として100万円を計上しております。

以上により、第1款 資本的収入の総額は、11億8,254万6千円となり、対前年度 当初予算比較では、金額で9,607万7千円、率で8.84%の増となっております。

次に、資本的支出でありますが、第1項の建設費には、送水管布設費用など11億5,882万7千円を計上しております。

第2項の建設改良費には、水質改善や災害対応費用など2億2,052万5千円を計上しております。

第3項 企業債償還金には、元金償還分として1億7,840万9千円を、第4項返還金には、津軽ダム負担金の返還分として267万6千円を軽上しております。

以上により、第1款 資本的支出の総額は、15億6,043万7千円となり、対前年度 当初予算比較では、金額で1億3,476万2千円、率で9.45%の増となっております。

もう一度、予算書の3ページをお開き願います。

第4条の本文 括弧内に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に

不足する額3億7,789万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,644万8千円、減債積立金5,235万円、過年度分損益勘定留保資金 2億9,909万3千円で補てんすることとしております。

これで、西北事業部の補足説明を終わります。

○議長（鳴海広道議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鳴海広道議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鳴海広道議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号は、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鳴海広道議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（鳴海広道議員） 次に、議案第4号 「津軽広域水道企業団 布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例案」について審議いたします。

事務局より補足説明がございます。 事務局長。

○事務局長（泉谷雅昭）

議案第4号は、津軽広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例案でございまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を地方公共団体が条例で定めることとされたため制定するもので、企業団では、現行の法令と同程度の基準を維持することにより、適正な工事の施工監理・監督及び安全性の確保がされると判断したため、現行法令と同じ内容となっております。以上でございます。

○議長（鳴海広道議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鳴海広道議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鳴海広道議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号は、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鳴海広道議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（鳴海広道議員） 次に、議案第5号 「津軽広域水道企業団 西北事業部 経営協議会 設置条例 の一部を改正する条例案」について審議いたします。

事務局より補足説明がございます。 西北事業部長。

○西北事業部長（木村光雄） 議案第5号 津軽広域水道企業団 西北事業部経営協議会 設置条例の一部を改正する条例案でありますが、企業団例規集で西北事業部に係る部分の見直しを行ったものであります。

概要としては、条例の用語や用字、送り仮名等の統一を図るほか、例規形式上の文言等整備を行うため一部改正するものであります。

なお、この一部改正については、内容を変更するものではありません。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（鳴海広道議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鳴海広道議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鳴海広道議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。 議案第5号は、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鳴海広道議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

———— ◇ —— ◇ —— ◇ —————

○議長（鳴海広道議員） 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて議了

いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ごあいさつがございます。企業長。

○企業長（葛西憲之） 平成25年第1回議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、専決処分の承認、平成24年度補正予算及び平成25年度予算につきまして、慎重にご審議を賜り、それぞれ原案のとおり御議決をいただき、ありがとうございました。

議員の皆様方には、時節がら、くれぐれもご自愛のうえ、ご活躍されますようお祈り申し上げまして、閉会にあたってのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（鳴海広道議員） これをもって、平成25年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議長

(黒石市長)

鳴海広道

8番署名議員

(板柳町長)

館岡一郎

9番署名議員

(鶴田町長)

中野擊司